三条市週休２日促進工事実施要領

１　目的

建設産業においては、週休２日４週８休相当の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休２日４週８休相当を建設産業に広く浸透させるため、「週休２日促進工事」を本要領により実施する。

※　４週８休相当とは、対象期間（年末年始６日間・夏季休暇３日間等を除く）において２８分の８以上の休日を確保することをいう。

２　適用日

令和５年４月１日以降に入札の公告又は入札若しくは見積りの通知を行う建設工事に適用する。

３　対象工事及び対象外工事

原則として、現場閉所による週休２日取得が可能な全ての建設工事を対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 緊急性を要する場合等、週休２日の確保が妥当でないと判断される工事
(2) 現場施工期間が休工日を含めて７日間未満の工事
(3) その他、発注者が「週休２日促進工事」に適さないと判断した工事

４　「週休２日促進工事」の実施内容

(1) 原則、対象工事現場において、完全週休２日※1の現場閉所※2を確保することとする。
(2) ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休２日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休２日（４週６休～８休相当以上）の現場閉所を確保するものとする。

※１　完全週休２日とは、毎週２日の休日を確保することをいう。

※２　現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

５　補正対象

設計額算出時の週休２日に係る補正対象は次のとおりとする。

(1) 土木工事　　労務費（公共事業労務費調査対象の 51 職種、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び技術者（下水道）の労務費に限る。）、機械経費（賃料）、市場単価、標準単価及び間接工事費率
(2) 営繕工事　　労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）

６　実施の流れ

(1) 工事発注時

ア　発注者は「週休２日促進工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。

イ　設計書に「週休２日促進工事（令和５年４月実施）特記仕様書」を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

受注者は、契約後速やかに「週休２日促進工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア　受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場の週休２日の取得が確認できる工程表※(任意様式)を監督員へ提出する。ただし、次に留意すること。

工事現場は４週８休相当以上の計画を原則とするが、４週７休相当以上、又は４週６休相当以上の計画とすることも可能とする。

※　休日に偏り等(工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定)が生じないよう、留意すること。

※　「週休２日促進工事」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

イ　受注者は、「週休２日促進工事」である旨(任意様式)を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ　監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等は行わないものとする。

エ　発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ　受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ　発注者は、工事現場の週休２日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数(b)　≧　実施対象期間(a)※1から算出される現場閉所日数

(= 実施対象期間(a)×６～８／２８)

※１　実施対象期間(a)とは、現場着手日※2から現場完了日※3のうち、年末年始６日間・夏季休暇３日間等※4を除いた期間をいう。

※２　現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。

※３　現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。

※４　年末年始６日間・夏季休暇３日間等とは、年末年始６日間・夏季休暇３日間のほか、以下の期間が含まれる。

・工場製作のみの期間
・工事事故等による不稼働期間
・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
・工事の全面中止期間
・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【参考イメージ】

(4) 設計変更

発注者は、工事現場の閉所状況に応じ、次の表に基づき、該当する補正係数を乗じる。

現場閉所が４週６休相当未満、又は「週休２日促進工事」を実施しなかった場合は、補正を行わない。

ア　土木工事

	４週８休相当以上	４週７休相当以上 ４週８休相当未満	４週６休相当以上 ４週７休相当未満
労務費	１．０５	１．０３	１．０１
機械経費（賃料）	１．０４	１．０３	１．０１
共通仮設費率	１．０４	１．０３	１．０２
現場管理費率	１．０６	１．０４	１．０３
市場単価	別紙「市場単価の週休２日補正係数」による		

イ　営繕工事

	４週８休相当以上	４週７休相当以上 ４週８休相当未満	４週６休相当以上 ４週７休相当未満
労務費※	１．０５	１．０３	１．０１

※　予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費（市場単価等の補正率は、令和２年６月23 日付け国営積第４号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知を準用する。）

別紙

市場単価補正係数の一覧表

１　一般土木

名称	区分	補正係数		
		４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接工)		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹※１	1.01	1.03	1.05
	剪定※２	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

※１　支柱設置、支柱撤去、地被類植付工、移植工(掘削工)を含む。
※２　施肥、抜根除草、芝刈、灌水、防除を含む。

別紙

市場単価補正係数の一覧表

２　下水道

名称	規格・仕様	補正係数		
		４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管敷設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02